

警報発令時の臨時休校について

気象における「警報」発令時の対応について、下記のとおりとします。尚、別紙「引き渡しと待機の判断基準」も、同時に配布させていただきますので、ご確認願います。

警報の種類	発令時刻等	発令区域	児童生徒の対応	連絡方法
①大 雨 ②洪 水 ③大 雪 ④暴 風 ⑤暴 風 雪 ⑥特別警報	午前6時の時点で発令されている場合	たつの市 相生市 太子町 上郡町 いずれかに発令	全 校 生 臨 時 休 校	メールまたは、 電話で連絡します
		宍粟市のみ	宍粟市の児童生徒のみ 臨時休校	
		佐用町のみ	佐用町の児童生徒のみ 臨時休校	
		姫路市のみ	姫路市の児童生徒のみ 臨時休校	
	午前6時以降、 家を出るまでに 発令された場合	上 記 と 同 じ で す		
	登下校の途中に 発令された場合	原則として学校から保護者に連絡をとり、迎えに来ていただきます。		
登校後に発令された場合	状況に応じて下校時刻が早まる場合があります。保護者に連絡します。			

警報以外の場合	道路の凍結、積雪、浸水、地震等によりスクールバスの運行が困難な場合は、警報が発令されていなくても臨時休校になることがあります。	メールまたは、電話で連絡します。
---------	---	------------------

* 警報発令区域が、細かく分かれていますのでご注意ください。

* 各ご家庭で、警報の発令状況を確認してください。

* 各家庭からの学校への問い合わせは、電話回線が混雑し支障がでますので、ご遠慮ください。